

◆ 三十番（今井光子）

福祉医療制度について質問します。

六十五歳以上から七十歳になるまでの非課税世帯を対象に実施してまいりました老人医療費助成制度は、ことしの七月三十一日で廃止になりました。この制度は、奈良県では平群町で最初に始まり、各地に広がり、奈良県は奥田知事の時代に国に先駆けて実施した制度でした。私が医療相談の仕事の始めたころは、奈良県のお年寄りには六十五歳になれば医療費は無料になることが当たり前になっていました。それが中曽根内閣の時代に、軍事予算がGNP1%以内という枠が外れ、軍事費が増え続けてきたころから福祉の負担が増えました。初めに月四百円の自己負担が導入されたとき、高齢化社会になるというキャンペーンがされて、お年寄りも、若い世代に負担をかけるのは大変だ、四百円ぐらいならと言っていました。その後、お年寄りでも負担しているのだからと健康保険の負担増が続き、今では国民健康保険も被用者保険も三割負担になりました。七十歳から七十四歳まで現在は一割になっていますが、来年からは段階的に二割の負担になることが検討されています。七十五歳以上の後期高齢者は、一割から所得によっては三割もの負担になります。高齢者の不安のトップが医療や介護の費用負担になっていますが、高齢者の医療費負担を軽減する県独自の福祉医療制度が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、窓口で三割を払って、後から五百円以上が償還払いになっている県の福祉医療制度は、乳幼児、障害者、母子医療などですが、窓口負担をなくすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今、父子家庭が急増して、貧困化が進んでいます。しかし、何の支援もありません。今の時代のニーズに合わせて、母子医療を一人親医療に改め、父子家庭も支援できるように改善するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎ 知事（荒井正吾） 福祉医療制度、高齢者の医療費負担等についてのご質問がございました。

六十五歳から六十九歳の低所得者の方を対象といたしました県独自の老人医療費助成制度につきましては、平成十六年の福祉医療検討委員会において、地方が単独で助成を実施する意義が既に希薄化しており、また、全国的にも制度廃止が相次ぐ中、時代の流れとして、経過措置を設けて廃止することは相当という提言を受けまして、平成十七年八月に見直しを行い、当時の受給対象者が全員七十歳に到達する本年七月末日をもって制度が完了したものでございます。現在、国において、高齢者医療制度のあり方について検討がなされております。

保険料の設定、窓口負担も含めた高齢者医療全体について、高齢者の所得状況も踏まえ、議論がなされているところでありますが、本県としても、国の制度の枠組みに沿って対応していきたいと思っております。

次に、医療費の窓口負担につきましては、窓口払いの原則が国民健康保険法等に規定されており、この原則に反する場合には国庫負担金の減額措置が課せられることになることや、現行の窓口で一部負担金を払った後、助成金が自動的に振り込まれる方式、いわゆる自動償還方式が定着していることから、現行方式を継続したいと思っております。

また、父子家庭、男親とお子様の家庭に対する支援につきましては、これまで母子家庭に比べ父子家庭は経済的支援の必要性が低かったため、医療費助成の対象とせず、ホームヘルパー等の派遣による生活援助、保育サービスなど生活面において支援を優先してきたところでございます。しかし、昨年実施いたしました奈良県ひとり親家庭実態調査によりますと、前回調査時に比べ、父子家庭の平均年収が低下しており、経済的支援へのニーズが高まっていると認識しております。母子家庭に対する児童扶養手当が本年八月から父子家庭にも拡大されました。また、既に、今後五年間のひとり親家庭の自立支援策について、外部の有識者等による委員会を設置し、年度内を目途に取りまとめを行う予定でございます。この中で、医療費助成も含めた父子家庭への支援のあり方についても充実させる方向で議論していただく予定でございます。それを受けて、今後の対応の方向を出していきたいと考えております。

◆ 三十番（今井光子）、父子家庭の関係ですけれども、本当に今、父子家庭の方々のところも、やっぱり残業ができないとかいろんな条件がありまして、仕事が続けられないということが出ております。ぜひ、医療費でも、これについては父子家庭の医療費を前向きにさせていただくようなニュアンスで受けとめたわけですけれども、それについてはぜひ実現できるようにお願いをしたいと思います。